

第 年 月 日 号

様

阿賀野市長

印

阿賀野市移住支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった阿賀野市移住支援補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり決定したので、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により通知します。

記

1 決定の内容 交 付 ・ 不交付

（交付の場合）

補助金交付額 金 _____ 円

（不交付の場合）※補助金は交付しない。

不交付の理由（ _____ ）

2 補助金の請求 交付決定を受けた者で、補助金を請求するときは、阿賀野市移住支援補助金交付請求書（第4号様式）を提出してください。

（備考）

1 阿賀野市は、要綱第6条の規定に基づき、補助金の請求があったときは、要綱第7条の規定により交付します。

2 阿賀野市は、要綱第10条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に阿賀野市以外に転出した場合：全額
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外に転出した場合：半額

（就業の場合）

- ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

- 3 阿賀野市は、要綱第9条の規定に基づき、補助金交付事業の効果を確認するため、及び新潟県移住・就業等支援事業（以下「事業」という。）が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考2に定める返還請求を行う場合があります。
- 4 新潟県及び阿賀野市は、事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び阿賀野市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 5 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 6 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。